

# 基幹相談支援センターに求められる役割を活かした人材育成

## —その実践的取り組みに向けた創意工夫のための考察—

大津雅之<sup>1</sup>・三井久規<sup>2</sup>・阿諏訪勝夫<sup>3</sup>・三枝弓<sup>4</sup>・常盤麻美<sup>5</sup>

キーワード：基幹相談支援センター、役割、創意工夫、人材育成、ピア・スーパービジョン

### 要 旨

本稿は、山梨県内の中央市・昭和町が合同で設置している基幹相談支援センター職員と大学教員1名との共同研究の一部をまとめたものである。

本稿は、大きく分けると、①基幹相談支援センターの概要、②基幹相談支援センターに求められる役割とその取り組みの現状、③基幹相談支援センターに求められる役割とその取り組みに向けた創意工夫のための考察という3点から構成されている。

本研究では、基幹相談支援センターに求められる役割とその取り組みへの創意工夫を人材育成といった側面から考察した。その結果、「相談支援専門員のピア・スーパービジョン及び連携を通じた展開的ソーシャルワークの構築」といった試行的な研修が2018年度より実施されることとなった。

### 序章

2010（平成22）年12月より市町村に基幹相談支援センターが設置された。基幹相談支援センターは、今日の障害者福祉分野および地域福祉分野において重要な位置付けとなってきている。ただし、2018年現在、基幹相談支援センターに求められる役割に関して、その取り組みを具体的に紹介している文献等は、他の様々な福祉実践分野に比べて比較的少ない状況にあると見受けられる。また、各基幹相談支援センターの事業報告書も、決して少ない状況にあるとは言えないものの、全国的に書式の統一がなされていない。無論、その背景としては、2018年現在、基幹相談支援センター自体が

市町村による任意での設置であることと、地域の実情に応じてその取り組み自体が多様化しており、一律にまとめ上げる難しさもあることが考えられる。

よって、本稿では「基幹相談支援センターに求められる役割を活かした人材育成」を主題としているが、大きく分けて、①基幹相談支援センターの概要、②基幹相談支援センターに求められる役割とその取り組みの現状、③基幹相談支援センターに求められる役割とその取り組みに向けた創意工夫のための考察という3点から構成することとした。なお、本稿執筆に伴う研究概要は以下の通りである。

1 山梨県立大学 人間福祉学部 福祉コミュニティ学科 専任講師  
2 中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」センター長  
3 中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」相談支援専門員  
4 中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」相談支援専門員  
5 元中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」職員

(研究目的)

本研究では、基幹相談支援センターの概要および基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状を具体的に提示したうえで、実践につなげることを前提とした基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みへの創意工夫のための考察を行う。

(研究方法)

本研究の研究目的を達成するにあたり、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状を確認しようと試みる場合、現時点では、各基幹相談支援センターが発行している事業報告を手掛かりにすることが最も効率的な手法であると判断した。よって、本研究では、文献調査の手法を基盤としながら、考察等に当たっては、事業報告書を発行している基幹相談支援センターのうち、賛同の得られた山梨県内における1か所の基幹相談支援センター職員(専門職を含む)と1名の大学教員による共同研究によって進めていくこととした。

(倫理的配慮)

本研究における基幹相談支援センターに関する基本情報は、国および地方公共団体が公的に開示している情報を用いるまでとし、賛同の得られた1か所の基幹相談支援センターの名称もあらかじめ本稿で提示する許可を得ることとした。また、個人情報特定されてしまうような情報は、一切明記しないこととした。

第1章 基幹相談支援センターの概要

第1節 基幹相談支援センターの法的位置付け

基幹相談支援センターは、2010(平成22)年12月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」と記す)の法改正で市町村に設置された。基幹相談支援センターは、図1-1に示したように、相談支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師等を専属の専門職として配置し、地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことが目的となっている。

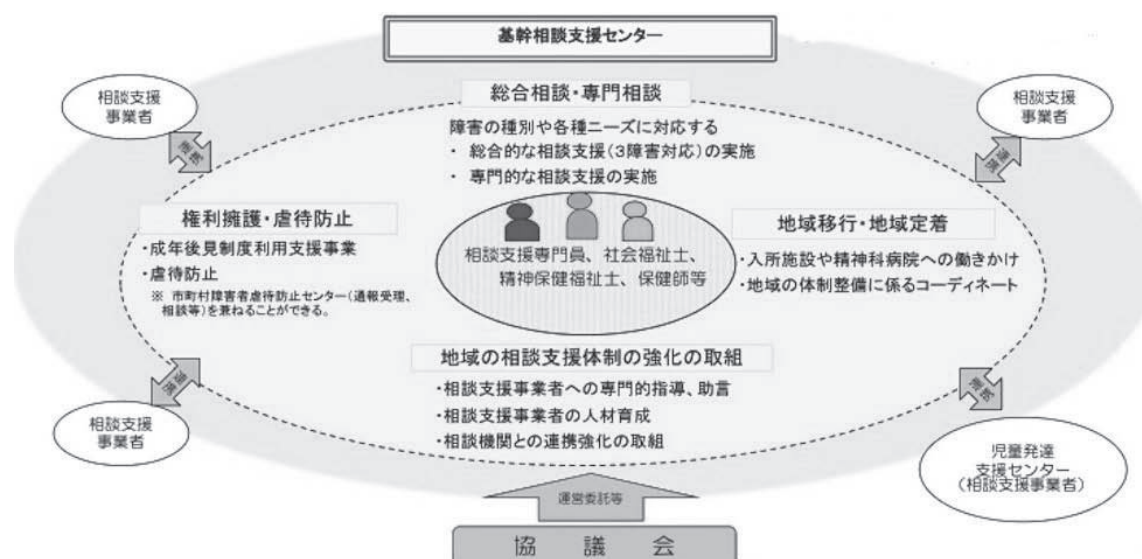


図1-1：基幹相談支援センターの役割のイメージ

出典：厚生労働省資料を筆者が編集

基幹相談支援センターは、その設置目的にもあるように、地域における障がい者福祉に関する相談支援の中核的役割を担う機関であるため、とりわけ自立支援協議会との関係性が強くなっている。自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っている。ただし、当初は、法律上の位置付けが不明確であったため、2010（平成22）年12月の「障害者自立支援法」の法改正により、法律上の根拠が示されることとなった。また、自立支援協議会は、「障害者総合支援法」の施行により、

その名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画が明確化されている。

これらをふまえ、次節では、本研究の共同研究を契機に本研究の対象地域となった山梨県内における基幹相談支援センターの設置状況について触れておくこととした。

## 第2節 山梨県内における基幹相談支援センターの設置状況

山梨県では、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、または指定計画相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位とな



図1-2：山梨県内における圏域

出典：山梨県ホームページ

表1-1：山梨県内における圏域構成市町村

圏域	構成市町村
①中北障害保健福祉圏域 (6市1町)	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市 甲斐市、中央市、昭和町
②峡東障害保健福祉圏域 (3市)	山梨市、笛吹市、甲州市
③峡南障害保健福祉圏域 (5町)	市川三郷町、早川町、身延町、南部町 富士川町
④富士・東部障害保健福祉圏域 (4市2町6村)	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市 道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出典：山梨県『やまなし障害児・障害者プラン2018』2018年，山梨県，4ページより引用したうえで筆者が編集

る区域として、「障害者総合支援法」第 89 条第 2 項第 1 号の規定及び基本指針に基づき、障害保健福祉圏域を設定している。圏域は、2018年度現在、図 1 - 2 および表 1 - 1 に示したように、福祉と保健・医療の連携を図るため、高齢者福祉圏域及び地域保健医療計画の二次医療圏と同一の 4 圏域となっている<sup>1)</sup>。

2018年度現在、山梨県内の基幹相談支援センターは、10か所となっている。その内訳として、①の中北障害保健福祉圏域には、甲府市・韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市の 5 市に各市 1 か所の 5 か所、そして、中央市・昭和町が合同で 1 か所の計 6 か所がある。②の峡東障害保健福祉圏域には、山梨市・笛吹市・甲州市の 3 市に各市 1 か所の計 3 か所がある。また、③の峡南障害保健福祉圏域には、基幹相談支援センターが設置されておらず、④の富士・東部障害保健福祉圏域は、富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町を「富士北麓圏域」と呼び、1 市 2 町 3 村の共同運営で 1 か所となっている。

これらをふまえ、次章では、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状について触れておくこととしたい。

## 第 2 章 基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状

### 第 1 節 基幹相談支援センターに求められる役割

前章の図 1 - 1 にも示したように、厚生労働省は、基幹相談支援センターに求められる役割として、①障害の種別や各種ニーズに対応する総合的な相談支援（3 障害対応）の実施、専門的な相談支援の実施等を柱とする「総合相談・専門相談」、②入所施設や精神科病院への働きかけ、地域の体

制整備に係るコーディネート等を柱とする「地域移行・地域定着」、③成年後見制度利用支援事業、虐待防止等を柱とする「権利擁護・虐待防止」、④相談支援事業者への専門的指導・助言、相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化の取組等を柱とする「地域の相談支援体制の強化の取組」といった点を掲げている。ただし、これら厚生労働省が示した内容は、言うまでもなく、その主旨を示したまでに過ぎず、各基幹相談支援センターにおいては、これをもとに様々な取組みを展開している。

これらをふまえ、次節では、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの具体的な一例について触れておくこととしたい。

### 第 2 節 基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの具体的な一例 —中央市・昭和町が合同で設置している基幹相談支援センターの実例—

本研究を共同研究した山梨県内の中央市・昭和町が合同で設置している基幹相談支援センター穂のか(以下、穂のかと記す。)では、基幹相談支援センターに求められる役割に関して、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組み、③地域移行・地域定着の促進の取組み、④権利擁護・虐待の防止、⑤地域づくりに向けた取組み、⑥情報発信に向けた取組み、⑦理解促進研修・啓発、⑧自発的活動支援といった 8 つの項目を掲げ、厚生労働省が示した基幹相談支援センターに求められる役割よりも細分化させている。穂のかがインターネット上にも公開した『平成 29 年度中央市・昭和町障がい者相談支援

1) 山梨県『やまなし障害児・障害者プラン2018』2018年，山梨県，3 - 4 ページ

センター事業報告書』<sup>2)</sup>では、これら8つ 次の表2-1のように示している。  
の項目に基づいた目的と取組みについて、

表2-1：穂のか 事業報告書に見る基幹相談支援センターの役割・目的・取組み

①総合的・専門的な相談支援の実施		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
総合的な相談支援	利用者の利便性の向上を図るため、障がい相談の窓口を総合相談として一本化し、ワンストップ体制を構築する。	・相談支援センターの業務体制として、様々な障がいに係る相談について初期相談の対応をする。
専門的な相談支援	社会福祉士や精神保健福祉士等により、支援困難事例の対応や相談支援事業所への助言を行う。	・相談員の資質向上に向けての定期的な事例検討の実施及び研修への参加。
②地域の相談支援体制の強化の取組み		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
地域の相談支援事業者などに対する専門的指導・助言及び人材育成	困難事例への対応や相談支援事業所への助言により、後方支援を行う。	・相談支援専門員へのスーパーバイズなどにより、計画内容の質の向上を図る（サービス等利用計画の確認）。 ・計画相談事業所連絡会を通じて学ぶ機会を設ける。 ・センター内における事例検討の実施。
地域の相談支援事業者などの人材育成の支援	人材育成の支援により、地域における相談支援の質の向上を図る。	・研修会などを実施してスキルアップに努める。 ・県実施の研修会への協力及び地域事業所への情報提供。 ・事業所及び相談支援専門員の開拓。 ・障がい福祉教育機関との連携構築を図り事業活用に活かしていく。（学生受入れ）
地域の相談機関との連携強化	各関係機関などとの連携を推進し、地域における相談支援体制の充実を図る。	・各関係機関（行政機関、社協など）との連絡会等を定期的開催及び参加することにより、意見交換や情報提供、研修会などを実施する。

2) 『平成29年度中央市・昭和町障がい者相談支援センター事業報告書』中央市ホームページ  
<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/material/files/group/18/kikansenta-houkou.pdf> 閲覧日：2018年10月24日



③地域移行・地域定着の促進の取組み		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	地域生活支援体制の整備に努め、地域移行・地域定着を推進する。	・関係機関との連携の構築と研修の実施。
④権利擁護・虐待の防止		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
権利擁護に係る相談・支援	障害者差別などの不利益な取扱いについての対応を図る。	・中央市・昭和町の福祉課との連携により差別解消への取り組みを実施する。
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度利用に関する理解と活用を進める。	・制度活用が必要とされる方への適切な情報提供。 ・成年後見制度利用についての支援を行う。
⑤地域づくりに向けた取組み		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
地域自立支援協議会の運営	地域における障害福祉を取り巻く課題について協議し、解決を目指す。相談支援体制の強化	・協議会・定例会・運営委員会を開催し、地域課題の解決を図る。 ・センター事業である、当事者・保護者団体等との意見交換会、事業所連絡会を活用し課題の抽出を図る。 ・防災、移動について市・町担当課との調整。
⑥情報発信に向けた取組み		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
情報発信・共有	障がいに関する基幹センターの役割や活動状況などについて周知・理解を図る。	・市・町の広報・HP、通信などにより情報発信を行う（協議会・各種研修会・交流会・制度について等）。 ・市、町のイベントへ参加しセンターの周知に努める。 ・市町内障がい福祉事業所合同説明会等の開催。

⑦理解促進研修・啓発		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
社会的障壁除去への取組み	地域における共生社会の実現を目指す。	・地域における共生社会の実現を目指すため、地域住民等へ向けた 障がい特性理解に向けた学習会を実施する。

⑧自発的活動支援		
基幹相談支援センターの役割	目的	取組み
ピアサポート支援	交流の場をすることによって、外出の機会 や地域の仲間づくり、就労への意欲・知識 向上を図る。	・当事者交流会（れんげ会）の実施（毎月第3土曜日に中央市、昭和町 で実施）。 ・当事者（当事者団体）の社会参加及び社会生活力を高めるサポートを行う。

出典：『平成29年度中央市・昭和町障がい者相談支援センター事業報告書』より引用したうえで筆者が編集

2018年度現在、山梨県内の基幹相談支援センターは、10か所となっているが、このうち専属の専門職の配置人数が最も多い基幹相談支援センターは、6名1か所のみで、以下、4名4か所、3名3か所、2名1か所、1名1か所（県内全基幹相談支援センターの専属の専門職合計は34名）となっている。このことから、山梨県内における基幹相談支援センター専属の専門職配置人数の平均は、1か所あたり3.4人となる<sup>3)</sup>。

表2-1は、『平成29年度中央市・昭和町障がい者相談支援センター事業報告書』をもとに作成しているが、その作成に当たっては、平成29年度中に穂のかが実際に行った事業実績として数えられる取組みのみを抽出・表記した。ここでは、穂のかの事業実績のみを提示したものの、山梨県内における多くの基幹相談支援センターの取組みは、より拡充させる方向性を担保しながら展開されている。少なくとも山梨県内の基幹相談支援センターだけを例にするので

あれば、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに対する専属の専門職配置人数の平均が妥当であるのかについては、まだまだ議論の余地が残されているのではないだろうか。言うまでもなく基幹相談支援センターに求められる役割とは、その取組み自体、各相談基幹支援センターの裁量に委ねられている。よって、具体的な取組みの数と質の向上は、各相談基幹支援センター自らの業務量に直結することとなる。このような状況の中で、いかにして基幹相談支援センターとしての役割を全うし、その取組みを拡充させるかについて、現状では各基幹相談支援センターの創意工夫にかかっている部分大きいと言えるであろう。

これらをふまえ、次章では、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに向けた創意工夫のための考察について触れておくこととしたい。

3) 「障害者相談支援事業所一覧」山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/soudansien/soudansienjigyousyoichiran.html> 2018年10月31日閲覧

### 第3章 基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに向けた創意工夫のための考察

#### 第1節 穂のかが創意工夫のために着目した地域の相談支援体制の強化の取組み

基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに向けた創意工夫に関しては、各基幹相談支援センターによって様々であり、一概に示すことはできない。ただし、たとえば穂のかでは、基幹相談支援センターに求められる役割に関して、前章の表2-1にも示したように、大枠として、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組み、③地域移行・地域定着の促進の取組み、④権利擁護・虐待の防止、⑤地域づくりに向けた取組み、⑥情報発信に向けた取組み、⑦理解促進研修・啓発、⑧自発的活動支援といった8つの項目を掲げている。

このうち、穂のかでは、2017年度から②の地域の相談支援体制の強化の取組みの項目に着目し、基幹相談支援センターの「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割で創意工夫を試みることにした。その理由として、基幹相談支援センターとして、あらかじめ地域の相談支援体制の強化の取組みを基盤とした改善を行うことが、ひいては他の7つの項目全体の改善にもつながると考えたからである。

これらをふまえ、次節では、穂のかにおける「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割での創意工夫のための考察について触れておくこととした。

#### 第2節 穂のかにおける「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割での創意工夫のための考察

まず、ここでは、穂のかにおける「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割での創意工夫のための考察をするにあたり、あらかじめ穂のかにおけるこれまでの「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割に基づく取組みでの大きな課題についてまとめたものを次の表2-2ように示しておくこととしたい。

穂のかにおけるこれまでの「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった役割に基づく取組みでは、表2-2に示したような大きな課題があった。ただし、穂のかで研修や事例検討会を企画すると、中央市・昭和町といった当該圏域の参加者だけではなく、それ以外の圏域の参加者が固定で30名近く集う状況も続いていた。その背景として、表下段の「地域の相談機関との連携強化」といった役割に基づく取組みでの課題にも示した通り、これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に集う参加者のうちでは、一人等少人数の職場ないし部署として勤務している相談支援専門員が比較的多い状況にあったということが大きく影響していると考えられた。

これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に集う参加者は、研修や事例検討会といったような名目を抜きにしても、まずは、同じ立場に居る者同士で話し合える機会やつながりを暗黙のうちに求めている



表 2-2：穂のかにおけるこれまでの取組みでの大きな課題

「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」といった役割に基づく取組みでの課題
<p>① 穂のかにおけるこれまでの「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」といった役割に基づく取組みでは、研修形式での人材育成と事例検討会形式での人材育成といったように人材育成のための取組みの方法が2分化されていた。</p> <p>② 研修形式においても、事例検討会形式においても、内容的にはスーパービジョンに傾倒しながら人材育成を捉えてしまう傾向があったため、内容そのものがマンネリ化してしまう側面も危惧されるようになった。</p> <p>③ 研修形式・事例検討会形式ともに参加者を相談支援専門員とした場合、その基礎資格は問わなかったため、相談支援としながらも、参加者のソーシャルワークに関する基礎的な理解に差が生じていた。</p>
「地域の相談機関との連携強化」といった役割に基づく取組みでの課題
<p>① 穂のかのある当該圏域のみならず、山梨県内においては、指定特定・指定一般相談支援事業所の相談支援専門員が一人職場ないし一人部署として勤務している場合が多く、そのような事業所の相談支援専門員等は、業務多忙のため「地域の相談機関との連携強化」にまでつなげる余力が多かった。</p> <p>② 各基幹相談支援センターで開催される研修や事例検討会といったような人材育成のための取組みに参加できない相談支援専門員等は、勤務する事業所以外のつながりが希薄になってしまう側面があった。</p> <p>③ つながりの少ない相談支援専門員および事業所とは連携できていない側面があった。</p>

ように見受けられた。また、事例検討会を開催した場合、他者が持ち寄った事例から自ら受け持つケースに反映できる何らかのヒントを得るだけでなく、自ら受け持つケース以外の日常的な業務全般においても何らかのヒントを得ようとする姿勢で臨む参加者も一定数いるように見受けられた。よって、穂のかでは、自身の業務全般を振り返る意味でも必然的にスーパービジョン的な要素がある研修会や事例検討会は無論のこと、それ以上に、様々な情報交換や様々な連携が構築できるような相談支援専門員同士のつながりを求めるニーズも確実に存在していると捉えていた。

そこで、穂のかでは、それらの状況をふまえて、地域の相談支援体制の強化の取組みに着目しながら、これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会を中心とした「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」の見直しを行うこととした。その見直しの第一歩として、まずは、これまで穂のかで企画し継続されている既存の研修や事例検討会を手直ししながら展開させるのではなく、それらとは別に新たな取り組みとしての「試行的な新研修」を設定することとした。また、これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に集う多くの参加者たちで築き上げてきたつながりを活かした

がら、「地域の相談機関との連携強化」へとつなげられるよう「試行的な新研修」の参加者は、これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に参加してきた実績のある者を中心に呼びかけることにした。

このような研修の位置付けと参加者の枠組みをあらかじめ設定したうえで、穂のか

における「地域の相談支援事業者などの人材育成の支援」と「地域の相談機関との連携強化」といった2つの役割に基づく取組みを融合させた「試行的な新研修」では、さらに次の表2-3のような制約等のある中で創意工夫することとなった。

表2-3：穂のかにおける「試行的な新研修」での制約等

内容	
①	これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に集う参加者の多くが、自身の業務全般を振り返る意味でも必然的にスーパービジョン的な要素がある研修や事例検討会を求めるニーズも存在していたと考えたことから、スーパービジョンの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容も扱うこととする。
②	参加者は、相談支援専門員に限定するものの、(これまで通り)その基礎資格は一切問わないこととするため、ソーシャルワークの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容も扱うこととする。
③	勤務を終えた相談支援専門員の方々が、極力参加しやすい雰囲気も大切にできるような内容を扱うこととする。
方法	
①	これまで穂のかで企画してきた研修や事例検討会に集う参加者の多くが、相談支援専門員同士のつながりを求めるニーズも存在していたと考えたことから、講義形式+グループワークを主とした参加者同士の交流のある演習形式によって展開させることとする。
②	スーパービジョンの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容とするため、グループワークでは、グループ・スーパービジョン又はピア・スーパービジョンも交えながら展開させられることとする。
③	理論的な講義以上に実践的な話し合いを交えた演習を重視させる。
④	講義形式+グループワークを主とした演習形式に要する時間の目安として、講義2時間・グループワークを主とした演習4時間・グループ発表+全体講評等2時間の8時間を最低限必要とする時間として設定する。 ただし、穂のかで開催されてきた研修および事例検討会の過去実績から1日に使える時間は18:30~20:30の2時間であったため、「試行的な新研修」は4日間をかけたプログラムとして設定する。
その他	
スーパービジョンの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容とするため、グループワークでは、グループ・スーパービジョン又はピア・スーパービジョンも交えながら展開させられることとしたが、ソーシャルワークの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容も扱うにはどうすべきか思案する。	

まず、穂のかでは、表2-3のような制約のある中で、すでに全国各地で展開されていた「気づきの事例検討会」<sup>4)</sup>等も参考にしながら、とりわけ表最下段の「その他」にも示したソーシャルワークの実践を交えた基礎的な理解が得られる内容も扱うにはどうすべきかを重点的に思案した。その結果、穂のかにおける「試行的な新研修」では、次のような方向性が示された。

- ① これまで穂のかに集ってきた相談支援専門員が、個々人で、日頃どのような課題・悩みを抱えているのかを極力多く共有・集約すること。
- ② ①で共有・集約された相談支援専門員個々人の抱える課題・悩みをどのように解消・解決することができるのかを、相談支援専門員同士で検討すること。
- ③ ②で検討されたことを実際に行動に移せるよう計画すること。
- ④ ③で計画されたことを実際に行動に移すこと。

穂のかでは、この方向性において、②と③にスーパービジョンの要素を強く反映させ、③と④にソーシャルワークの要素を強く反映させることが可能なのではないかと考えた。その理由として、①の「これまで穂のかに集ってきた相談支援専門員が、個々人で、日頃どのような課題・悩みを抱えているのか」といった点そのものが、各相談支援専門員の日々の実践の中から得られたものであり、各相談支援専門員の自ら受け持つケースにも深く関連しているはずであるということ。そして、その解消・解決に向けた取り組みをスーパービジョン的な技法に絡めながら検討・計画・行動に移

すことこそ、各相談支援専門員にとって自らだけでなく自ら受け持つケースにも深く関連している分だけ還元させることができるはずであるということがあげられる。よって、この方向性を柱とした「試行的な新研修」を展開させることができれば、スーパービジョンとソーシャルワーク双方の実践を交えた基礎的な理解が得られる内容を担保した研修にすることも可能なはずであると考えた。

以上の4点の方向性を柱とした「試行的な新研修」は、2018年度より穂のか主催の「相談支援専門員のピア・スーパービジョン及び連携を通じた展開的ソーシャルワークの構築」として実施されることとなった。

これらをふまえ、次章では、本研究を継続させる意義についても触れながら本稿をまとめることとしたい。

## 終章

本稿は、大きく分けて、①基幹相談支援センターの概要、②基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状、③基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに向けた創意工夫のための考察という3点から構成されていた。とりわけ、③の基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みに向けた創意工夫のための考察で示した内容は、2018年度より穂のか主催の「相談支援専門員のピア・スーパービジョン及び連携を通じた展開的ソーシャルワークの構築」として実施されることとなった。ただし、この「試行的な新研修」は試行的であるがゆえ、走りながら方法論をまとめて行くことが必至となる。よって、今後は、そのプロセスをもとに様々な考察を加えながら適宜報告していく予定である。

今日におけるスーパービジョンとは、事

4) 渡部律子(編著)『基礎から学ぶ 気づきの事例検討会—スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる—』中央法規, 2007年

例検討会等でも頻繁に求められているように、自ら受け持つケースから生じている様々な課題を解消・解決ないしは発展させる目的でミクロ的に扱われることが多いように見受けられる。よって、事例検討会だけでなく研修等においても参加者が直接関わるケース（事例）ありきで捉えさせようとする側面が比較的強いのではないだろうか。ただし、スーパービジョンとは、本来、福祉専門職者等がより福祉専門職者として成長できるような目的のもと、職務全般において求められるものである。たしかに、福祉専門職者としての成長は、最終的にクライアント（利用者）一人ひとりへと還元される。しかし、福祉専門職者の成長を促すスーパービジョンを、自ら受け持つケースから生じている様々な課題の解消・解決ないしは発展させる目的でのみミクロ的にケース（事例）ありきで終わらせてはならないはずである。ソーシャルワークとは、言うまでもなく、ミクロ・メゾ・マクロといったレベルで捉えられている。よって、「試行的な新研修」をスーパービジョンとソーシャルワーク双方の実践を交えた基礎的な理解が得られる内容として展開させるためには、あらかじめ様々なレベルでの共有・集約が予想される「これまで穂のかに集ってきた相談支援専門員が、個々人で、日頃どのような課題・悩みを抱えているのか」といった点を扱う以上、スーパービジョンもそれらに合わせながらミクロ・メゾ・マクロといった各レベルで捉えられるような更なる創意工夫をしていきたいと考えている。

本稿でも示したとおり、現時点において、基幹相談支援センターに求められる役割とその取組みの現状については、量的にも、まだまだ明確に開示されていないように見

受けられる。一つの基幹相談支援センターの発展は、多くの基幹相談支援センターによる創意工夫を経た取り組みを知ることによって、より大きなものとなるはずである。本研究は、一つの基幹相談支援センターの専門職・職員と一人の研究者による共同研究によって進めていくこととなった。これは小さな試みに過ぎないが、貴重な経験と言えるはずである。この貴重な経験が、一つでも多くの基幹相談支援センターの発展につながるよう、今後とも継続させていきたい。

#### 〔参考文献〕

- ・山梨県『やまなし障害児・障害者プラン2018』2018年，山梨県，3 - 4 ページ。
- ・渡部律子（編著）『基礎から学ぶ 気づきの事例検討会—スーパーバイザーがいなくても実践力は高められる—』中央法規，2007年。

#### 〔インターネット〕

- ・中央市『平成29年度中央市・昭和町障がい者相談支援センター事業報告書』中央市ホームページ  
<https://www.city.chuo.yamanashi.jp/material/files/group/18/kikannsentahoukou.pdf> 閲覧日：2018年10月24日
- ・山梨県「障害者相談支援事業所一覧」山梨県ホームページ  
<http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/soudansien/soudansienjigyousyoichiran.html> 2018年10月31日閲覧

## Human resources development utilizing the role required of the core consultation support center

- Consideration for creative ingenuity towards its practical approach -

OTSU Masayuki

MITSUI Hisanori

ASUWA Katsuo

SAEGUSA Yumi

TOKIWA Asami

**Key words:**

core consultation support center, role, ingenuity ingenuity, human resource  
development, peer supervision